

社会福祉法人和泉つくし福祉会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和泉つくし福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義及び報酬等)

第2条 役員等には勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 当法人の役員のうち、定款17条第2項及び3項を行う理事長並びに業務執行理事には、報酬及び費用（以下「報酬等」）を支給する。ただし、職員給与が支給される職務を兼務しているときは支給しないことができる。
- (2) 当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事は報酬等の支給対象としない。
- (3) 当法人を主たる勤務場所としない理事（以下「非常勤理事」という）及び監事については、職務に応じて報酬等を支給する。
- (4) 評議員については、業務に応じて報酬を支給する。

2 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び研修費等の経費をいい、報酬と区分されるものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長の報酬総額は年額2,100,000円までとする。ただし、職員給与が支給される職務を兼務しているときは支給しない。また、勤務実態及び業務執行の実態のない場合も支給しないものとする。
- (2) 業務執行理事の報酬額は年額2,500,000円までとする。ただし、職員給与が支給される職務を兼務しているときは支給しないものとする。
- (3) 非常勤理事及び監事の報酬総額は年額300,000円までとし、報酬の額は別表1に定める額とする。ただし、各役員の実態に応じた額を支給する。
- (4) 評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など、施設運営業務にあたった都度現金で支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

3 交通費及び旅費等の支給については、実費支給を原則とする。

ただし、私有車両等による交通費支給の場合は、別表3により支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任(解任も含む)した場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任(解任も含む)の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日、祝日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定に関わらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、50銭未満の時は切り捨てを、50銭以上1円未満の時は1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

この規程は、平成29年度新評議員会の承認後より施行する。(平成29年6月24日)

平成31年2月4日 一部改正

別表1（非常勤役員の報酬）

(1) 理事

区 分	日 額
理事会等会議への出席	5,000円 (源泉所得税控除後)
法人・施設業務のための出勤	5,000円 (源泉所得税控除後) ※4時間以上に亘った場合 10,000円 (源泉所得税控除後)

(2) 監事

区 分	日 額
理事会等会議への出席	5,000円 (源泉所得税控除後)
監事監査への出勤	10,000円 (源泉所得税控除後)
法人・施設業務のための出勤	5,000円 (源泉所得税控除後) ※4時間以上に亘った場合 10,000円 (源泉所得税控除後)

別表2（評議員の報酬）

区 分	日 額
評議員会への出席	5,000円 (源泉所得税控除後)
法人・施設業務のための出勤	5,000円 (源泉所得税控除後) ※4時間以上に亘る場合 10,000円 (源泉所得税控除後)

別表3（交通費）

区 分	金 額
徒歩・自転車	なし
私有車両使用（概ね往復 25k 未満）	500円
私有車両使用（概ね往復 50k 未満）	1,000円
私有車両使用（概ね往復 50～75k 未満）	1,500円
私有車両使用（概ね往復 75～100k 未満）	2,000円